

## 沖縄県企業局工事成績評定点通知実施要領

(目的)

- 第1** この要領は、沖縄県企業局が執行する請負工事の工事成績評定点（以下「評定点」という）の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

- 第2** 工事成績評定の通知の対象とする工事は、沖縄県企業局工事成績評定要領（以下「評定要領」という）第2に規定された評定対象工事の全てとする。

(評定点等の通知)

- 第3** 総務企画課長又は出先機関の長は、検査員である評定者から工事成績評定表（以下「評定表」という。）の提出があったときは、当該工事の請負者に、評定点を速やかに書面（第1号様式）により通知するものとする。
- 2 評定点を通知した後、瑕疵担保期間中に事故等により瑕疵が判明し評定点を修正すべきと認めて修正した場合についても同様とする。

(説明請求)

- 第4** 評定点の通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、総務企画課長又は出先機関の長へ評定点等について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

- 第5** 総務企画課長又は出先機関の長は、評定点等の通知を受けた請負者から評定点について説明を求められた場合、書面（第2号様式）により速やかに回答するものとする。
- 2 総務企画課長又は出先機関の長は、前項の回答を行う場合は、沖縄県企業局工事成績評定評価委員会運営要領に基づく委員会に意見を求めることができる。